

本科 1 期 6 月度

解答

Z会東大進学教室

早慶大日本史



8章 江戸幕府の政治機構

問題

■確認問題

1. 大目付 2. 町奉行・勘定奉行・寺社奉行 3. 禁裏御料 4. 明正
5. 寺請証文 6. えた 7. 本途物成 8. 高掛物
9. A 学問 B 摂家 C 紫衣 10. 売買 11. 菜種 12. 拾
13. 神尾

【1】

解答

問1 ① 後陽成天皇 ② 後水尾天皇 ③ 徳川和子 ④ 春日局 ⑤ 明正天皇

問2 ア 公家衆法度（公家諸法度） イ 禁中並公家諸法度

問3 ウ 京都所司代 エ 武家伝奏 問4 紫衣事件

解説

江戸時代初期の幕府と朝廷の関係という基本的なテーマに関する問題である。個々の設問について見ると、問1の④や問2のアのように受験レベルを超える問題も出題されているので、それらに惑わされず基本的な問題を完答することを期したい。

問1

①② 1611（慶長16）年とあるから、①が後陽成天皇、②が後水尾天皇であることは容易に判断できよう。1609（慶長14）年に宮女と公家衆の密通事件が発覚し、激怒した後陽成天皇は厳しい処罰を行おうとした。その過程で当初、大御所徳川家康は天皇の考えを支持する姿勢を見せていましたが、一転、自ら関係者に比較的寛大といえる処罰を行った。これを呑まざるを得なかった後陽成天皇は、不満から譲位を望むが、その譲位の過程についても家康は介入した。こうして天皇を統制下に置くと、次には公家にその矛先を向けたのである。

③ 徳川和子が入る。母は、家光たちと同じく浅井長政の娘お江与。後水尾天皇の譲位、明正天皇の即位により東福門院と号した。

④ 春日局が当てはまるが、答えを導き出すヒントは「家光の乳母」という言葉である。春日局について言及しておこう。春日局の実父は明智光秀の重臣斎藤利三。父利三が山崎の戦いで死んだ後に母方の一族である稻葉重通の養女となり、その養子正成との間に正勝など4男をもうける。正成と離別して大奥に勤め、家光誕生に伴い乳母となる。秀忠とお江与は利発な弟の忠長を次期将軍にと考えていたようであるが、春日局が大御所家康に直訴したことでの家光の將軍後継が決まったという。駿府から江戸城を訪れた家康が家光を自らの膝に乗せ可愛がったのを見た忠長が、自分もと近寄って来たのを家康は払いのけ、兄弟の序列を示したという逸話がある。

また、春日局は家光の疱瘡治癒のお札に伊勢神宮と山城愛宕社に参詣したが、その折に天皇への拝謁を望んだ。幕府内では権勢を持つ春日局だが無位無官の者に拝謁を許可すること

はありえず、かといって幕府の手前拝謁を拒否することもできず、伝奏三条西実条の妹分という形をとって拝謁は実現した。天皇にとって、この無理押しとも思える拝謁の屈辱は耐えがたかったとみえ、その直後、幕府の承認がないまま譲位を強行した。問題文中の春日局の参内が後水尾天皇の譲位の直接のきっかけとなったという事件とは、こういうことだ。春日局と局号を賜るのはこの拝謁のことである。

春日局の幕府内での権勢の大きさは、その縁故で取り立てられた者の多さでもわかる。先夫正成は大名になり、子正勝は老中に就任した。女婿堀田正吉は旗本となり、正吉の子正盛も老中に就き、家光重臣となった。堀田正盛の三男が綱吉の代の初めに天和の治を主導した大老の堀田正俊であるが、その正俊を殿中で刺殺した稻葉正休は、稻葉正勝の甥である。こういった余談にも関心を持っていると、問題を解く際に参考になることが多いだろう。

- ⑤ 後水尾天皇と徳川和子との間に生まれた女一宮興子内親王が即位した明正天皇で、奈良時代の称徳天皇以来の女帝である。

問2 1613（慶長18）年に出された公家衆法度（公家諸法度）がアに該当する。「(1)各自の家の学間に励むこと、(2)行儀法度に背く者は流罪、(3)昼夜の勤務を怠らぬこと、(4)無用の者、町小路を徘徊せぬこと、(5)勝負事をしたり、行儀の悪い青侍などを抱えたりする者は流罪」の5箇条から成る法令で、しかも処罰は武家が執行するとした。しかし、この設問は受験生には荷が重い。イの禁中並公家諸法度と間違えないようにしたい。そのためには、(1)イの前に置かれている1615（元和元）年という年代を見過ごさないこと、(2)1615（元和元）年は豊臣氏が滅びた元和偃武の年であること、(3)それを受け、最初の武家諸法度（元和令）が出され、禁中並公家諸法度も出されたこと、の3点をしっかりとふまえることだ。いずれも基本的な事項である。

問3 ウは「朝廷を監視」から「京都所司代」が、エは「朝幕関係の連絡役」から「武家伝奏」が、容易に解答できるだろう。京都所司代の始まりには諸説ある。室町幕府の侍所の長官である所司の代行を語源とし、秀吉政権下では前田玄以が任命されていたが、関ヶ原の戦い以後、家康は奥平信昌をこれに任じた。しかし、1603（慶長8）年に家康が征夷大將軍となつた時に、この任に就いた板倉勝重を始まりとする説もある。いずれにせよ、1615（元和元）年以前から京都所司代は置かれていたことになり、問題文の「これとともに」とは時代が合致しない。エの武家伝奏も室町時代から存在し、江戸幕府の始まりとともに広橋兼勝と勧修寺光豊が就任しており、これもまた「これとともに」とは時代が整合しない。ここまで細かく出題されることはないが、念のため、近世初期の年号は整理しておこう。

問4 下線部(A)の前に記された禁中並公家諸法度第16条とは「紫衣の寺住持職、先規希有の事也。近年猥りに勅許の事、且は薦次を乱し、且は官寺を汚し、甚だ然るべきからず……」というもの。1627（寛永4）年に幕府は、突如、禁中並公家諸法度の出された1615（元和元）年以降の紫衣の勅許の無効を宣言した。これがいわゆる「紫衣事件」の発端である。これに執拗に抗議を繰り返した大徳寺の沢庵宗彭が出羽上山に配流となつた他、大徳寺や妙心寺の僧が処罰を受けた。後水尾天皇も譲位の意向を表明することで抵抗したが、幕府はその姿勢を崩さなかつた。この結果、法度が勅許に優越することが既成事実化することになる。

【2】

解答

- 1 A 村請 B 宗旨人別帳（宗門改帳） C 寺子屋 D 若者 E 村八分
問2 ④ 問3 ④ 問4 ① 問5 ③

解説

問1

- A 近世の村落では中世の惣を引き継ぐ形で自治が行われており、幕藩領主はこの自治組織を利用する形で村民を支配した。年貢を村単位で名主が責任者となって一括納入する仕組みを村請制というが、これも、惣で行われていた百姓請（地下請）を引き継ぐものであった。
- B 幕府はキリスト教と日蓮宗不受不施派の禁教をはかるため全国的に宗門改を実施し、家族単位で檀家としていずれかの寺院を檀那寺と定めることを義務づけた（寺請制度）。そして、村方三役や町役人を通じて家族単位で宗旨と檀那寺を記入した帳簿を作成させた。この帳簿を宗旨人別帳（宗門改帳）という。寺請制度は人々の動向を掌握するのに利用され、宗旨人別帳（宗門改帳）は実質的な戸籍の役割を果たした。
- C 村落では僧侶や神職などによって寺子屋が開かれ、読み・書き・そろばんを中心とする初等教育が行われた。近世における人々の識字率は3割近くあったといわれる。こうした教育水準が農業を始めとする諸産業の発達を支え、西洋の近代的な制度・技術を受け入れる基盤となった。
- D これは難問である。若者組（若衆組）は江戸時代の村の若者の組織で、村の警備・消防などの共同作業を担った。彼らは祭りの運営にも参加し、これらを通じて村の成員としての訓練を受けたのである。
- E 村落では自主的に村捷が定められて自治が行われた（これも惣の地下捷を引き継ぐもの）。村の決定に背くと、村八分と呼ばれる制裁が加えられ、村民との交際が断たれて用水などの入会地も使用できなくなった。

問2

- ④ 田植えや稲刈り・屋根葺などの大きな労力を要する作業は、村民総出で共同で行った。これを結・もやいという。入会とは、山野河海などに関して構成員が共同の権利を持つこと。それらの共同利用地が入会地である。

問3 近世には人口の約8割を農民が占めていたと考えられ、彼らの納める租税が幕藩の財政基盤となった（本百姓体制）。検地帳に登録された本百姓には、田畠・家屋敷の石高を基準に課せられる本途物成（本年貢）の他、農業以外の副業の収入にかけられる小物成（ア）、村高に応じて付加された高掛物、土木工事などの夫役を行う国役など、負担が重くのしかった。また、村の運営費用として村入用（イ）が徴収された。

問4 村の長である名主（関西地方では庄屋、東北地方では肝煎ともいった）を補佐したのが組頭（ウ），村民から選ばれて年貢や諸役の負担割当に立ち会ったのが百姓代（エ）である。近世の村落では、これら村方三役を中心に自治的な運営が行われた。

問5

- ① 幕府が禁教令を出したのは、天領に対してが1612（慶長17）年、これを全国に拡大したのが翌1613（慶長18）年であるから、島原の乱が起こった1637（寛永14）年より前のこと

である。

- ② 真鑑製のキリスト像やマリア像を用いた絵踏によるキリシタンの強制改宗は、島原の乱以前の 1629（寛永 6）年頃から行われている。
- ③ 正しい。幕府は宗派ごとに本山・末寺に組織して仏教界全体を統制下に置き、新制宗派を禁じた。1665（寛文 5）年に各宗派共通の法令として出された諸宗寺院法度には、附則として「新儀を立て、奇怪の法を説くべからざる事」と記されている。近世にはキリスト教に加え、祖師の日奥が初代将軍徳川家康の命に従わなかったことから日蓮宗不受不施派が禁制宗派とされたが、その他にも諸藩によって禁じられた宗派が多い。
- ④ 明治政府は幕府の民衆統制を踏襲し、五榜の掲示でもキリシタンを禁止している。しかし、浦上信徒弾圧事件などで列強から抗議を受けると、1873（明治 6）年にこの禁を解除した。